

## 教育委員会事務点検・評価の実際と課題

—山口・島根両県内市町村による公表文書の分析を中心として—

佐々木 司

Analyzing How Educational Administration is Conducting Its Yearly Self Inspection and Evaluation: A case study of the official documents issued by the local educational agencies in Yamaguchi and Shimane Prefectures

SASAKI Tsukasa

(Received January 11, 2011)

キーワード：教育委員会事務、事務事業、学識経験者、学校評価

### はじめに

本論は、山口・島根両県内における市町村教育委員会事務点検・評価文書を対象に、点検・評価の実態と課題を明らかにしようとするものである。

周知のように「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、平成20年4月から、すべての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに公表することが義務化された。点検・評価を行うに際しては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする規定されている（同法第27条）。本点検・評価は、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たす主旨から行われるものであると説明されている（文部事務次官通知、平成19年7月31日付）。

私事ではあるが、筆者は平成21年度中、山口県内2つの教委から学識経験者として点検・評価に対する意見（一方は評価も）を求められた。しかし正直なところ、何をどのように評すればよいかでいささかの戸惑いを感じつつ、その求めに応じた。「戸惑い」の多くは、私自身の不勉強・未経験に起因するものであったと思うが、具体的な教委事務を文面から推測しつつ意見・評価しなければならなかったこと、教委が行った評価の基準が明瞭でないことにも抵抗をおぼえた。

このような個人的経験があり、筆者は山口県内の他の教委による点検・評価の実際を知ろうと、公表されている点検・評価文書（以下「公表文書」）の入手に努めた（平成22年3月～4月上旬）。その後、範囲を隣接する島根県にも広げた（同5月～6月、一部は7月～8月）。

教委によるこの点検・評価には統一した様式は存在せず、したがって各教委は独自のや

り方で執行することができる。しかし公表文書を通読した上でスプレッドシートに一覧表を作成してみると、特定教委にのみ見られるユニークな点もあったが、類似点を見て取ることもできた。本論は山口・島根の限られた分析ではあるが、具体的なデータを示しつつ点検・評価における実態を報告するとともに、そこから見えてくる課題を述べたい。なお、制度導入後間もないこともあり、管見の限りでは市町村教委の点検・評価に関する研究は発表されていない。

## 1. 調査の方法

山口県内全19市町、島根県内全21市町村について公表文書の最新版を入手するよう努めた。公表文書の多くはいわゆるホームページ（HP）にアップロードされており、それを利用した。HP上にそれらしきものが見あたらない場合は教委に依頼して入手に努めた。その結果、山口県については18教委の文書を入手した（1教委からは返答を得られず）。島根県の場合は、2教委は「未実施」、1教委は「報告書未作成」とのことであった。9市町からは入手できず（「公表のためのオーソライズがまだ」が1教委、その他は返答を得られず）、結局、島根県については10市町の文書を入手した。教育委員会事務単独ではなく、一般行政評価結果内に組み込まれるかたちで存在していた場合もある。

筆者は、入手した28市町（山口18市町、島根10市町）の公表文書を読み、点検・評価の方法、その他についてスプレッドシート上に一覧表を作成した。本論文末尾掲載の表1はその一部である。

ほとんどの教委が21年度中に20年度対象の点検・評価を行っており、13教委は20年度対象の結果を公表していたが、他の5教委は19年度対象に留まっていた（5教委はいずれも山口県内）。これらを最新のものとして扱い、評価方法、観点、その他について市町ごとに記述し、全体を集計している（表1「集計」欄参照）。区分する際、微妙なものもあったが、そこは筆者の判断で行ったことを断っておく。

## 2. 点検・評価の実際

「公表文書」、「一覧表（表1）」に基づき、以下5点について述べる。

### 2-1 評価の基準・根拠が不明瞭である

点検・評価は、一部を除き事務事業を対象として行われている。多くの教委が（19教委）「段階方式」（2～5段階）を採用している。最も典型的なのはA、B、C、Dの4段階評価である。しかしどのような場合にAになり、どのような場合にBになるのかといった評価基準はほとんど記されていない。一例をあげると次のとおりである。

○事務事業：教職員用コンピュータ整備事業の推進

実績：小学校教職員1人に1台、業務用のコンピュータを整備した。併せて、サーバーの設置及び職員室内のイントラネットの整備を行った。

評価：B 各校における情報の保存場所が一元化され、情報セキュリティが確保された中で、コンピュータを用いて効率的に業務を行う環境を整えることができた。

ある教委（Y-5）では64事業中62事業がB評価であった。別の教委（Y-14）では57事業中50事業がA評価であった。こうした評価結果の偏りも、評価対象・基準の設定がはっきりしていないからではないかと考えられる。

一般的に評価基準が不明瞭ななかで、山口県のY-1は例外的に、点検・評価の基準（目標指数、市民生活実感評価などを含む）を明確に設定していた。いわゆる数値目標に基づく厳格な評価を行っているため、C評価もかなり含まれており、評価の散らばりが見られた。ただし目標とする指数についてはあらかじめ5年先まで示しており、指数の設定それ自体の合理性には疑問を感じることもあった。例えば、スポーツ指導者数、博物館所蔵資料数などは、5年先の目標値を1年後にはもうクリアしていた。

島根県のある教委（S-1）は、教育委員会活動（開催数や傍聴者数など）を文部科学省が行っている「教育委員会の現状に関する調査」の結果と比較して評価している点でユニークである。文科省調査によれば、年間傍聴者数0人の市町村教育委員会が全体の8割強を占めているが、それと比べればS-1の傍聴者数は「やや優れている」というのが同市の下した評価である。しかし同市前年比でみると傍聴者数は半減している。S-1の有識者委員はこれを疑問視し、評価方法の改善を望むと公表文書のなかでコメントしている。また別の有識者委員は教育委員会の会議の開催数を単純に評価対象にしていることなど、全体に評価項目がピントはずれな感じがすると所見を述べている。

ちなみに、会議の開催数、傍聴者数を評価対象にしているのはほとんどが島根県内の教委である。また島根県は10教委中7教委が記述方式による評価を行っており、段階方式は3教委にとどまる。逆にいえば山口県は、会議開催数などは評価対象にしておらず、評価も段階方式を採用している。この違いは、県内近隣教委のものを参考にした結果生じたのではないかと考えられる。

## 2-2 「事務事業」が点検・評価の基本単位になっている

ほぼすべての教育委員会が「事務事業」を点検・評価の単位としているが、その事業数には4～198と相当な開きがある。例えば山口県内のある教委（Y-18）の場合、町全体の行政評価書に教育行政関連の点検・評価が組み込まれているかたちなのだが、そこで取り上げられている教育行政事業はわずか6事業である（「小学校就学援助費」「中学校就学援助費」「少人数学級化講師」他）。一方、別のある教委（Y-12）は実に198もの事業を評価対象にしている。例えば、「美術博物館特別展覧会開催事業」「美術博物館秀作展覧会開催事業」「美術博物館企画展覧会開催費助成事業」「美術博物館企画事業助成事業」「美術博物館整備事業」「美術博物館資料収集事業」「美術博物館管理運営事業」といった事業が、それぞれ別個に評価されている。島根県のS-16も評価対象事業数は137と多い。ただしS-16の場合、その半数は各公民館の個別事業（高齢者教室など）で占められている。評価対象として選ばれている「事務事業」には教委間で相当な違いがある。

一般に事務事業は予算計上、執行の単位であり、本点検・評価とは直接関係なく存在していたものである。したがって点検・評価の際も、それをそのまま利用すれば、数は膨大になるものの選ぶ手間は省ける。しかし点検・評価を行うには、何を、なぜ点検・評価する必要があるのかが本来問われるべきであろう。ある町の行政評価委員会は公表文書内で次のような意見を述べている。

- ・一貫して申し上げてきたことは、事務事業の取り組み方が“事業ありき”で進められ

ている問題である。事業の考え方は、まず施策目標があり、はじめて目標実現のための方策として事業が位置づけられるのが本来の姿であるはずである。しかるに現在の行政評価（事業評価）は、事業それ自体を評価しているに過ぎない。そもそも何のためにこの事業を実施しているのかという点については説明に不十分さを感じた。

4段階評価を実施している教育委員会の評価対象事務事業はほとんどがB評価以上を得ており、次年度もそのまま継続という扱いになっている。本点検・評価が行われる以前から存在し、そしてそのまま継続される事業の多さは、評価基準・根拠の不明瞭さとも相まって、点検・評価が形骸的なものになっていることを疑わせる。加えて、ほとんどすべての教委が、21年度中に20年度の点検・評価を実施しているというタイムラグも指摘できる。20年度の点検・評価が終わって報告書が公表される頃には22年度を迎えようとしているケースもあった。点検・評価のスピードと実効性が問われるであろう。

### 2-3 学識経験者の個人的見解と思われる意見が掲載されている

「はじめに」でふれた文部事務次官通知によれば、点検及び評価を行う際、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることについては、次のように説明されている。「・・点検及び評価の客観性を確保するためのものであることを踏まえ、例えば、点検及び評価の方法や結果について学識経験者から意見を聴取する機会を設けるなど、各教育委員会の判断で適切に対応すること」。わが国の政策評価、行政評価は、まず自らが評価（つまり自己評価）を行い、その評価がいわゆる「お手盛り評価」になる虞があるから、評価の客観性を高めるために、評価の評価を外部の者に依頼して行う（外部評価）という仕組みが一般的である。

本来、学識経験者は教委による「点検・評価」の方法や結果について意見を述べるというのが基本なのであろうが、公表文書を見ると、評価の方法・結果についてではなく、むしろ「事務」それ自体について、しかも個人的な思いから意見を述べ、それをそのまま掲載していると思われるものが目についた。例えば次のようなものである。

- ・授業研究を行っている学校は、順番が回ってきたからという、形式的なもので終わっていることが多いと思う。本当に実りのあるものにしていこうとすると、かなり冒険的な試みも必要で、先生方がそういったことに取り組んでいく姿勢を促していくことができればいいのではないかと思う。

- ・授業改善については、学校現場で重要なことは改善の方法を見つけ出すことであるが、ゆっくりと時間をかけて教師自身が方法を見つけ出す時間的余裕もなく、個人ではなかなか対応できない。良い方法をもっている先生がいれば、それをクラス・学年から学校へ、学校から市内の他校へと広げて財産として役立てていける体制作りが必要だと思う。

以上2点は、いずれも山口県内同一教委の公表文書内に見られる学識経験者の知見である。しかし、少なくとも同市で教委事務の点検・評価の対象になっていたもののなかに、授業研究、授業改善それ自体はない。関連事務事業としてあるのは、せいぜい、中2・中3の35人学級化事業、加配教員配置事業、学校教育支援員派遣事業ぐらいである。

島根県内のある教委の公表文書でも、第三者評価機関（この教委では学識経験者の評価はない）の委員の意見として次のことが書いてある。

- ・教職員研修について、例えば農業体験を指導する教員が農業の事を全然知らないこと

がある。稲がどんなものか知らない者、畑の野菜の識別ができない者がいる。そのようなことがわかるように地についての研修をしてほしい。

教委自身による点検・評価の欄を見てみると、農業体験の記述はまったくなく、研修を開催して教職員に参加させた、評価はB（概ね期待通りである）となっている。おそらくこれも、点検・評価とは直接関係のない、委員の個人的意見をそのまま掲載したものだと思われる。

このように、客観性を確保するためのものであるはずの有識者の意見が逆に主観的なもの、すなわち個人的意見の表明になっていると思われるケースが散見される。繰り返すが、自己点検・評価では客観性を十分に担保できないから外部評価をする、学識経験者の知見を仰ぐという理屈になっている。図るべきは知見の活用のはずである。しかし、意見それ自体が「主観的」であり、その意見が報告書に無批判に記載されているとしたら、それ自体問題であると言わざるを得ない。点検・評価には経済的にも時間的にも、もちろん労力の面でも相当なコストがかかっている（そのコストを算出し、記載している公表文書は皆無だったが）。教委自身の自己評価→学識経験者等の外部評価ではなく、（筆者が感じているように）「事務局という関係者評価」→「学識経験者の主観的評価」であり、教委というのは形だけだとすれば問題だし、もしそうでないのならそうでないことを教育委員会は証明する責任があるように思われる。

#### 2-4 「学校評価」が欠落している

そもそも学校の管理者は教育委員会である。教育委員会はその管理権の一部を校長に委任、もしくは補助執行させているわけだが、学校教育も教育委員会の点検・評価の対象になり得る。たしかに学校は「学校評価」を行っているわけだが、かといって学校教育があらかじめ教育委員会の点検・評価対象から除外されことになっているわけではない。

他県の例だが、宮城県塩竈市は教委による点検・評価を初めて行った際、小・中学校で導入されている学校評価の集約でもって教委事務点検・評価とすることを検討したという。しかし、学校評価だけでは教委事務局についての評価は含まれないことになるし、各学校の評価項目も学校が独自に設定したものであり、それを単純に集約することは困難である等の問題があったがために、結局この方法は採用されなかったという（宮城県塩竈市教育委員会、2009）。最終的に点検・評価書は市教委が新規に作成したというが、そこに至る過程で教委事務点検・評価内に学校評価を組み込むことは、検討はされたわけである。

山口・島根両県内の文書を見ると、学校教育に関する点検・評価はほとんど欠落しているし、それを扱わない理由の説明もない。ただし、例外的に学校評価を載せているところがある。S-3である。市内小・中学校の学校評価を集約したかたちで、約20ページ分、その概要を掲載している。このS-3に関しては別の問題がある。学校評価以外の評価が公表文書中にほとんどないのである。S-3は社会教育行政を一般行政、首長部局に移管し、教委は学校教育に特化した職務を行っている。その結果、生涯学習、芸術文化、文化財、スポーツの部門については、教委の点検・評価の対象とはなっておらず、公表文書内に記載はない。地方自治法（第180条の7）の規定に基づき、また教育委員会規則に係る規定を設けて、市長部局の職員に教委事務の一部（生涯学習等）を補助執行させているわけである（「委任」ではない）。この場合、補助執行させている事務が教委事務の点検・評価の対象から除かれてよいわけではない。点検・調査の対象はあくまで教委の権限に属する

事務である。

## 2-5 教育委員会ではなく教委事務局が点検・評価を執り行っている可能性がある

先に言及した文部事務次官通達によれば、本点検・評価は、「委員で構成する教育委員会が自ら管理し、及び執行すべき事務」である。もちろん教育長に委任することができない事務でもある。しかしながら、はたしてそのように執り行われているのかどうか、大いに疑問に感じる。筆者自身、実際に意見を求められたのは教育委員会の委員長からではなく、教委事務局職員からである。

本点検・評価は、教育委員会活動の形骸化への批判、教育委員会体制の整備充実の一環として導入された。当時の伊吹文部科学大臣も地教行法の改正により教委の評価を行おうとすることについて、「どちらかという、教育長というか事務局主導で物事が決まってしまう、そこに官僚特有の弊害が出てくるということが・・・」「(教委の点検・評価は)教育委員会の責任体制を明確化するものであります」と発言している(衆議院 教育再生に関する特別委 平成19年4月25日)。このような背景、文脈を意識しなおしてみると、指摘されてきた教委の形骸化が、点検・評価にも及んでいる可能性を指摘できる。

ただ、教委事務局が「教育委員会の権限に属する事務を処理させるため」、教育委員会に事務局を置くという地教行法第18条を読むと、教委は(教育長に委任できない点検・評価を)事務局によって処理させているという理屈も成り立つのかもしれない。非常勤の委員に何ができるかといわれれば、たしかにやむを得ない面もあろう。しかしはたしてそのようなことでよいのかとは思う。法改正の趣旨からいえば、事務局ではなく、教育委員自身がかかると汗をかくべきだろうし、逆にいえば、やや厳しい言い方になるが、そういう事務をする覚悟がある人物でなければ本来、委員に選んではいけないのかもしれない。

これまでのところ十分に確認ができていないわけではないが、点検・評価のあり方については、法の趣旨に則って早急に検討を加える必要があると考える。

## おわりに

以上、山口・島根県内教委の公表文書の分析を通して大きく5点について述べてきたが、それらは互いに関連しあった課題であり、根底には教委それ自体がかかえている構造的問題があるように思う。教委は5人を基本として構成される合議体の執行機関であり、教育に関する事務を管理、執行することになっている。事務を処理させるために置かれているのが事務局であり、教育長は教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどり、事務局の事務を統括する。教委は教育長に事務の一部を委任できる(この「一部」が、実際には膨大なものになっている)。

ところが法令では、点検・評価に関することを教育長に委任することはできないし、点検・評価の対象には教育長に委任した事務、教育長の権限に属する事務を含むとなっている。そのほとんどを教育長と事務局に処理させている膨大で多岐に渡る事務について、点検・評価だけは教委が、はたして教委の形骸化を是正するだけの実効性あるレベルで行い得るものなのかどうか。

行政評価はPDCAサイクルの中に組み込まれ、多層化、多重化、永続化しかねないが、教委事務点検・評価にもその危険性がある。たしかに評価に関して屋上屋を重ねたり、意義

に乏しい評価にコストをかけたりするのは問題だが、逆に学校評価はすでに行われているから除外する、一般行政評価の一部でもって教委事務評価とすることが、教委の点検・評価の趣旨からして適切かどうか、疑問が残る。

点検・評価と報告書の作成は法律上毎年行わなければならないが、それによって市民がどれほどの利益を得るものなのか、費用対効果分析もぜひ必要であろう。また仮に点検・評価に統一した様式が存在しないからやり方がわからず、近隣教委のやり方を真似る、点検・評価の意義を問うことなく恣意的に事務事業を評価単位とするというのであれば、国や県が様式を例示することがあってもよいかもしれない。筆者は本調査の過程で、個人的にこの点検・評価が相当に骨の折れるものであるとの話もいくつかの教育委員会事務局から聞いた。一律に毎年実施とするのではなく、特に小規模自治体の教委においては、各年実施、あるいは数年ごと実施の可能性を法的にも残しておいてよいように思う。

本調査は市町村レベルの点検・評価を並置し、そこから読み取れる課題を述べたものであった。今後は、山口・島根両県内でいかなる議論を経てそれぞれの点検・評価方法の採用に至ったか、また教委間の伝播の様子はどうかであったか、県と市町村の点検・評価にいかなる違いがあるか等について調査していきたいと考えている。

## 参考文献

- 柳橋智「中規模町村における行政評価の適用に関する実態的考察—事務事業評価システムを中心として」(高崎経済大学地域政策研究科修士課程研究サマリー特集号)『地域政策研究』第4号, 高崎経済大学地域政策学会, 2002年, <http://ci.nii.ac.jp/naid/40005575671/>  
片桐雅義「行政評価における数値指標の問題 : 心理学における測定の視点から」『宇都宮大学国際学部研究論集』2003年, <http://ci.nii.ac.jp/naid/110000977568/>  
児玉博昭「自治体における事務事業評価の実践と課題」『白鷗大学論集』第17巻2号, 2003年, <http://ci.nii.ac.jp/naid/110001164513/>  
佐伯学他『図解自治体の事務事業改善入門—ひとりでもはじめられる行財政改革—』ぎょうせい, 2005年(第三版)。  
西本哲也「政策評価の客観性をめぐる—考察—不良債権処理に伴う雇用対策評価をめぐって—」『日本評価研究』日本評価学会, 第7巻, 第1号, 2007年。  
岩渕公二『外部評価の機能とその展開—行政監視と政策推進—』第一法規, 2007年。  
林田宏一「事務事業の効率化に向けて—自治体業務改革の具体的手法 NRIパブリックマネジメントレビュー—」野村総合研究所, 2007年, <http://ci.nii.ac.jp/naid/40015603726/>  
安章弘「日本の府省庁における政策評価制度の諸課題に関する—考察—政策評価における原理と実際のインターフェース—」『尚美学園大学総合政策研究紀要』第16・17号, 2009年。  
宮城県塩竈市教育委員会「塩竈市教育委員会における教育委員会点検評価の取組」『教育委員会月報』2009年5月号。  
群馬県教育委員会「群馬県教育委員会の点検・評価の取組」『教育委員会月報』2009年6月号。  
高知県教育委員会「高知県教育委員会における教育委員会の点検・評価について」『教育

表1 山口・島根両県内市町村教育委員会事務点検・評価公表文書記載事項

教委名 (記号化)	対象 年度	分量	評価対象	評価方法	評価の観点	評価シート の有無	目標値の 有無	市民による 評価	学識経験 者の知見 の有無	学識経験 者の個人 名
集計	19年度 =5、20 年度=23	A4-1p.~ 129p.	4事業~198事業	2~5段階=19 記述方式=9	なし~11観点	なし=11 あり=17	なし=21 あり=4	なし=22 あり=6	なし=18 あり=10	なし=6 あり=4
Y-1	19年度	A4-70p.	20施策,151事業(評価の基本単位は施策、そのなかに事業)	5段階 (A=40, B=79, C=32, D=0, E=0)	3つ(妥当性、有効性(貢献度)、効率性)	あり	あり	あり(20施策についての「市民生活実感評価」による。)	なし	なし
Y-2	20年度	A4-14p.	29事業	4段階 (A=9, B=19, C=1, D=0)	なし	なし	ある、なし混在	なし	あり(4名)	なし
Y-3	20年度	紙媒体なし(HP掲載のみ、市の「総合計画」評価の一部)	45事業	3段階(右の7つの観点それぞれにつき3段階評価)	7つ【目的妥当性、上位の基本事業への貢献度、対象や意図の妥当性・費用対効果の検討】	あり	ある、なし混在。H24年度の数値が目標値。	なし(少なくとも評価書内に明瞭に記載は発見できなかった)	なし(少なくとも評価書内に明瞭に記載は発見できなかった)	なし
Y-4	19年度	A4-9p.	主要4事業	記述方式	なし	あり	具体性のあるものなし	なし	あり	なし
Y-5	20年度	A4-37p.	64事業	3段階 (A=1, B=62, C=1)	なし	なし	なし	なし	あり	あり
Y-7	20年度	A4-36p. (別途評価シートを加えると62p.)	26事業	5段階(A=2, B=16, C=8, D=0, E=0)	3つ(達成度、有効性・必要性、効率性)	あり	あり	(「教育文化市民会議」から意見徴収したとあるが)報告書内に記述なし	同左	なし
Y-12	20年度	A4-16p.	198事業	4段階 (A=37, B=139, C=22, D=0)、一次と二次の2段階後に	4つ(必要性、有効性、達成度、効率性)でもって総合評価を出す	詳しいものはなし	なし	外部評価委員会の意見	なし	なし
Y-14	19年度	A4-47p.	57事業	4段階(A=50, B=2, C=3, D=2)	なし	なし	なし	有識者会議(社会教育委員)から意見徴収	なし	なし
Y-17	20年度	紙媒体なし(HPのみ)	98事業(学校教育課・社会教育課所管分)	2つ(「拡充」と「継続」/「現状維持」)	なし	なし	なし	なし	なし	なし
Y-18	20年度	紙媒体なし(HPのみ、町の「行政評価書」(全57p.)の一部、A4-12p.相当)	6事業	4段階(4の継続実施=5,1の終了=1)	4つ(有効性、効率性、必要性を4段階評価し、継続実施から廃止/終了までを4段階で評価)	あり	なし	あり(行政評価委員会による)	なし	なし



表1 (つづき)

教委名 (記号化)	対象 年度	分量	評価対象	評価方法	評価の観点	評価シート の有無	目標値の 有無	市民によ る評価	学識経験 者の知見 の有無	学識経験 者の個人 名
S-1	20年度	A4-46p.	96事業（他に教育委員会の活動、教育委員会が管理・執行する事務が16）	4段階 (A=83, B=11, C=2, D=0) 文部科学省の「教育委員会の現状に関する調査II（18年度）」と比較。	4つ（必要性、効率性、達成度、有効性）を1～4点で評価した後、A～Dで総合評価	なし	なし	あり	あり	あり
S-2	20年度	A4-25p.	抽出された21事業	記述方式、評価の段階などはなし	なし	なし	あつたり、なかつたり	なし	なし	なし
S-3	20年度	A4-129p.	教育委員会の事務の管理執行状況、学校評価、出雲市教委重点施策に関連する34事業	重点施策事業は1～4の4段階評価 (A=6, 3=26, 2=2, 1=0)	なし	あり	なし	なし	なし	なし
S-4	20年度	A4-47p.	32事業	記述方式、評価の段階などはなし	なし	あり（事業実施報告書、1事業1ページ）	なし	なし	あり	あり
S-5	20年度	A4-29p.	教育委員会会議及び委員の活動、主な取り組み(個数12)の大きく2項目	記述方式、評価の段階などはなし	なし	なし	なし	なし	あり	あり
S-6	20年度	A4-13p.	9事業	記述方式、評価の段階などはなし	なし	あり	なし	なし	なし	なし
S-7	20年度	A4-24p.	27事業	記述方式、評価の段階などはなし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
S-15	20年度	A4-23p.	28事業、87プログラム	4段階 (A=28, B=47, C=12, D=0)	なし	なし	なし	あり（第三者評価機関委員）	なし（ただし第三者評価機関委員に含まれているとの解釈かも）	なし（ただし第三者評価機関委員の名前はあり）
S-16	20年度	A4-41p.	137事業（そのうち約半数は各公民館内の事業）	記述方式、評価の段階などはなし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
S-21	20年度	A4-71p.	135事業	記述方式、評価の段階など無し	なし	なし	なし	なし	なし	なし